

災害派遣福祉チーム

ディーワット DWATのQ&A

ー災害時 福祉の力で 安心をー



災害派遣福祉チーム「DWAT (Disaster Welfare Assistance Team)」は、災害時に福祉避難所などで、高齢者・障がい者・乳幼児など配慮を要する方々を支える福祉専門職チームです。

Q1：DWATはどんな活動をするのですか？

避難所等において、配慮を要する方が安心して生活できるよう、以下のような福祉的支援を行います。

- ・環境整備（動線・スペース調整・表示の工夫など）
- ・スクリーニング（困りごと・支援ニーズの把握）
- ・介護相談、生活相談
- ・医療・行政・他支援団体との連携・調整
- ・要配慮者の把握と福祉避難所への移送調整
- ・事務や後方支援

Q2：実際の派遣では、どこで活動しますか？

主な活動場所は指定避難所・福祉避難所になります。
ほかに在宅避難者や車中避難者を対象に活動することもあります。
県内災害だけでなく、県外被災地へ派遣される場合もあります。

Q3：他の支援団体を教えてください。

DWATは、幅広い生活支援・福祉支援を行う点が特徴です。被災地や避難所等では様々な団体が支援を行っています。

- ・「DMAT」災害派遣医療チーム
- ・「DPAT」災害派遣精神医療チーム
- ・「JRAT」災害リハビリテーション支援チーム

ほかに高齢者施設を支援する「老施協DWAT」などもあります。

Q4：現在の登録者はどのような方ですか？

介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士など、さまざまな専門性を持つメンバーで構成されています。年齢層も20歳代から60歳代まで幅広い方にご登録いただいています。

（勤務先例）特養、病院、デイサービスセンター、グループホーム、障害者支援施設、児童養護施設など

（役職例）介護職員、生活相談員、サービス管理責任者、看護師、施設管理者など

【令和8年3月31日現在】

Q5：資格がなくても登録できますか？

資格または職種が要件となります。

（資格）社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、看護師、保育士 等

（職種）介護職員、生活支援員、生活相談員、訪問介護員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、児童指導員、相談支援専門員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員 等

Q6：被災地で活動できるのか不安です。
経験が浅くても大丈夫ですか？

登録後にチーム員養成研修を受講していただきます。

基礎から学んだうえで活動するため、新任教員の方であっても安心して参加できます。

また、フォローアップ研修はチーム員同士の交流の場にもなっています。

【基礎研修受講者の声】

「ぼんやりとしていた活動や役割が明確になりました。」

「他の参加者と話し合ってみたら悩みが解決しました。」

Q7：研修はいつ実施されていますか？

研修は年に数回実施しています。

県や福祉関係団体で構成する県災害福祉支援ネットワーク協議会が主催で実施しています。（詳細は公式サイト等をご確認ください）。

ほかに行政の行う防災訓練等に参加することもあります。

Q8：登録後、派遣要請があれば必ず応じないといけないのですか？

いいえ。災害発生後に登録者本人と所属施設の同意を前提に、派遣のスケジュール調整を行います。
その時の状況に応じて参加可否を判断できる仕組みです。

Q9：派遣先の現場では一人で活動するのですか？

いいえ。基本的に5人程度でチームを編成して活動します。
多様な職種で連携するため、より多くの方の登録を必要としています。

Q10：派遣期間はどのくらいですか？

全体的な活動期間は1か月程度ですが、通常移動日を含めず5日間を1クールとし、交代制で活動します。



Q11：派遣は休日を取って行くのですか？

勤務扱いとする施設もあります。
詳細は、所属法人にDWATの活動を伝えた上でご確認ください。

Q12：派遣中の事故やケガは補償されますか？

公務災害補償やボランティア活動保険等により、万が一の場合に備えた制度を整えています。

Q13：費用や報酬はどうなりますか？

活動費用は災害救助費の対象となっていて、日当や超過勤務手当、交通費、宿泊費は規程に基づき支給されます。（ただし、災害救助法が適用されていることが前提で、その都度、国から通知されます。）

また、活動に必要な携帯電話や筆記用具、ビブスなどの資器材は基本的に事務局側で用意します。

Q14：施設側に職員を派遣するメリットはありますか？

職員を派遣する施設側にも様々なメリットがあります。

- ・職員の危機対応力・判断力の向上
- ・災害対応の実践経験を施設BCPに反映
- ・組織としての社会的信頼の向上

Q15：登録までの手続き等の流れは？

標準的な流れは次のとおりです。

1. 募集要項を確認
2. 登録申請書を提出
3. 養成研修受講
4. チーム員として登録完了（登録証の交付）

参考（令和6年能登半島地震での活動事例）

（事例1）

障害児が避難所内でパニックを頻発し母子が孤立するなか、DWATが避難所運営団体に提案して、避難所内に落ち着けるスペースの確保を行った。

（事例2）

認知症の高齢者を含む家族が避難所で孤立している状況を把握し、地域包括支援センターに連絡して介護サービス提供に繋げた。



【山口県社会福祉協議会 山口DWAT特設ページ】

※登録申請書のダウンロード等もこちらから可能です。

URL：<https://www.yamaguchikensyakyo.jp/vol/saigai-vol/dwat/>



山口県災害福祉支援ネットワーク協議会